

最高裁秘書第856号

平成29年3月9日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成28年12月7日付け（同月8日受付，最高裁秘書第3950号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所職員採用試験のうち，裁判所事務官に関する第1次試験の合格点が分かる文書（平成16年度から平成22年度まで）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，廃棄済みである。